

# 美咲町立柵原西小学校 いじめ問題対策基本方針

平成26年3月 策定  
平成30年3月 改訂

## いじめに関する現状と課題

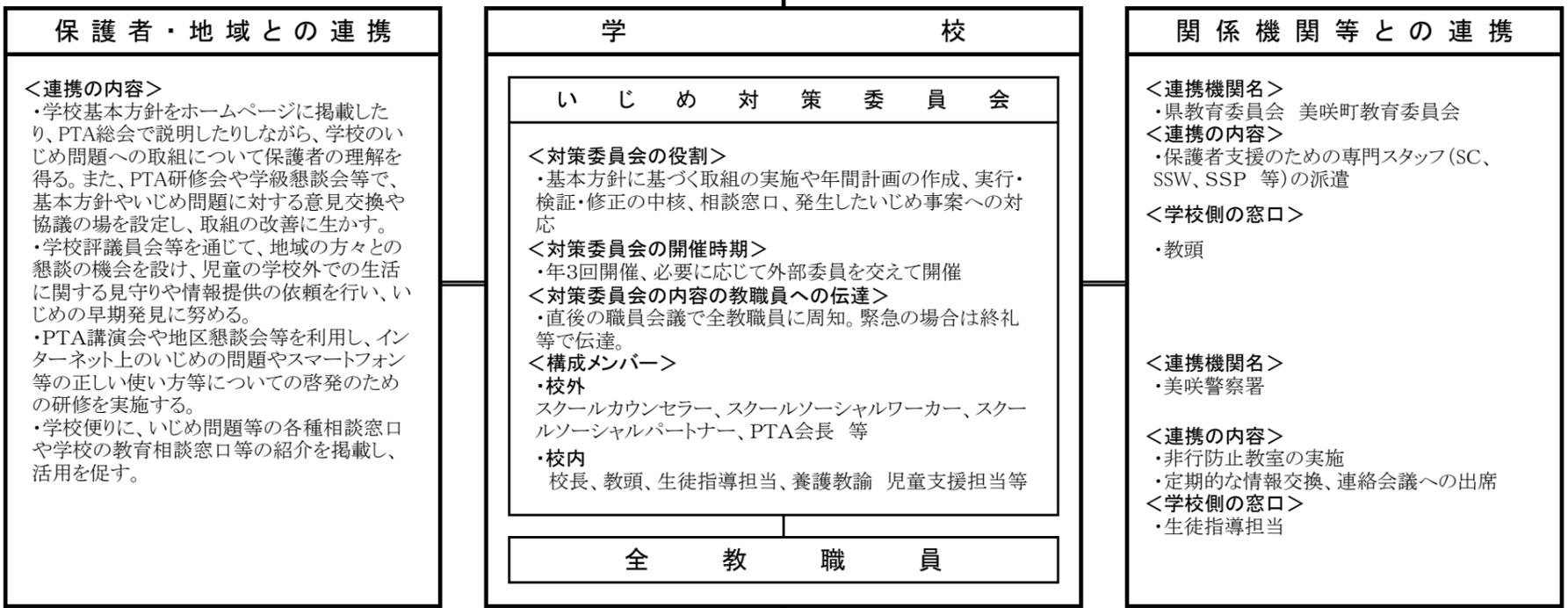
(いじめの定義)  
「いじめ」とは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）  
(現状と課題)  
本校でいじめとして認知した事例は数少ないが、不適切な言葉づかいやからかい等によるトラブルは日常的に起こっている。友達関係等についてはアンケートを実施したり教育相談を行ったりすることで把握に努めているものの、児童自身の人権に関わる基本的な知識や、問題解決に向けた実践行動につながる人権感覚にはまだまだ課題が残る。教育活動全体を通して育成していく必要がある。また、いじめの未然防止・早期発見、適切な対処のための職員研修の充実を図り、組織的な対応を行っていく必要がある。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・生徒指導・人権教育担当とも連携して、いじめを生まない、人権を尊重する環境づくりに努める。また、道徳教育の充実を図る。
- ・互いに認め合う学級集団・学校集団づくりや児童が自己有用感を高められるような教育活動に努めるとともに、教職員が適切な言葉かけに努める。
- ・いじめの早期発見のために年2回の生活アンケートと児童との教育相談ならびにQU検査等を実施し、実態把握に努めるとともに、得られた情報の共有を教職員間で図る。
- ・いじめを認知した場合には、いじめ対策委員会を中心に、それぞれの立場から実効のないいじめ問題の解決のための取組を行うとともに、保護者との協力体制のもと解決が図れるよう、学校の指導方針や指導方法について保護者に対していねいに説明を行う。

**<重点となる取組>**

- ・児童一人ひとりが認められ、互いに認め合える学級集団づくりに努める。
- ・生徒指導の立場から、あいさつや正しい言葉づかいの励行、規範意識の高揚を図る。
- ・道徳教育の年間計画にいじめ問題を位置づけ、学年に応じた知識理解といじめを許さない人権感覚を育成する。
- ・年2回の生活アンケートや児童との教育相談ならびにQU検査等を通じて、いじめの積極的な認知に努める。



## 学校が実施する取組

①	いじめの防止	<p>(人権教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科・特別活動等、全ての教育活動を通して人権擁護や人権に関わる基本的な知識を身につけさせるとともに、いじめに直感的に気づき、客観的に考えることのできる人権感覚を育成していく。</li> <li>・人権週間に、人権標語や人権ポスター作り等に取り組む。</li> </ul> <p>(学級づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童一人ひとりが認められ、集団の中で自己有用感を感じられる学級集団を作るよう努める。</li> </ul> <p>「いじめについて考える週間」を中心として、あいさつや言葉づかいについて児童が主体的に話し合い、考える機会を持つ。</p> <p>(職員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の取り組みをより実効あるものにするための職員研修を組織する。また、小学校でも起こりうるネットいじめについても、具体的な事例をもとに研修を行い、児童への指導に役立てる。</li> <li>・いじめの早期発見、適切な対処のための職員研修を行う。</li> <li>・いじめへの取り組み状況を学校評価の評価項目へ位置づけ、定期的に点検・評価・改善を実施する。</li> </ul> <p>(生徒指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の共通理解のもと、小さないじめも決して許されないという強い態度で生徒指導にあたる。そして、いじめと認められなくてもいじめにつながると考えられる事象については、必ず家庭への連絡を行う。</li> </ul>
②	早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相互の人間関係や悩みなどの実態を把握するために年2回の生活アンケートを行い、それに基づく全児童を対象とした教育相談を行う。また、QU検査の結果も活用し、いじめの早期発見に努める。また、SNSを含むネットの利用実態についても積極的な把握に努める。</li> <li>・小さな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努める。</li> </ul> <p>(教職員と児童とのより良い人間関係づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセリング・SST・ファシリテーション・ピアサポート等の技術を生かした受容的な対応に努め、児童が悩みを相談できる雰囲気づくりと人間関係づくりに努める。</li> <li>・専門的知識を有するスクールカウンセラーを活用し、教育相談体制の充実を図る。</li> </ul> <p>(情報交換)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回、児童理解のための時間を設け、全職員の様々な立場から観察される児童の気になる変化について情報交換を行う。</li> </ul> <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを作成・配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を</li> </ul>
③	いじめへの対処	<p>発生したいじめを放置することなく、全職員が協力し、徹底して解消に取り組む。</p> <p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、教職員が観察したりすることで、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。</li> </ul> <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催し、指導の方針・役割分担等を決定する。</li> </ul> <p>(いじめられた児童・保護者への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、心のケアを含め当該児童及びその保護者に対して支援を行う。</li> </ul> <p>(いじめた児童への指導と保護者への助言)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係などその背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう継続的な助言を行う。</li> </ul> <p>(いじめの解消と継続的な指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめが100%解消されるまで、一定期間、継続的に指導を行う。また、いじめられた児童および保護者との面談等を通して、解消の判断を行う。</li> </ul>